

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	おおい町農業再生協議会				整理番号	2
使途名	特産作物加算－ 2					
対象作物	きゅうり・なす・ミディトマト（基幹作・二毛作）					
単 価	30, 000円/10a （上限単価：35, 000円/10a）					
課 題	本町の基幹作物は水稲で水田面積の約63％が主食用米に当たることから、米価の変動が農家所得に大きく影響を及ぼすこととなる。そのため、畑作物や園芸の転換による農業経営の多角化を図り、農家所得を安定的・持続的に確保していく必要がある。また、町が推進している作物や若狭地区園芸振興方針に沿って、推進している高収益作物を作付けすることで農家所得の向上を図る。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積	目 標	1. 6ha	1. 6ha	1. 7ha	1. 0ha
		実績	1. 4ha	0. 9ha	0. 6ha	
内 容	町の特産品である「名田庄漬」の原料となるきゅうり、なすを作付した面積に対し助成する。町が推進するミディトマトを作付した面積に対し助成する。					
具体的要件	○助成対象者及び助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（別紙 1）に定める交付対象水田において、対象作物を作付し、出荷を行う販売農家及び集落営農とする。 ○助成対象面積 ・対象作物の作付面積の合計とする。 ・交付単位は a 単位とし、1 a 未満は切捨てとする。					
取組の 確認方法	○助成対象者 出荷契約書又は出荷伝票の写し及び出荷先が発行する資料等により販売要件を確認する。 ○対象作物・助成対象面積 営農計画書及び現地確認により確認する。					
成果等の 確認方法	○確認方法 11月までに対象作物の交付対象面積を集計して確認する。					
備考	・園芸品目は水稲に比べ栽培に手間がかかり、労働所得が低く産地の維持・拡大が困難である。維持・拡大に必要な経費（物財費相当10, 000円＋労働費相当費20, 000円／1 0 a あたり）を助成する。支援年限の設定なし。					